

## 資料 1-8-6 東京大学基本組織規則

### 東京大学基本組織規則 (抜粋)

平成 16 年 4 月 1 日

役員会議決

東大規則第 1 号

第 1 章 総 則

(この規則の趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号。以下「法人法」という。）及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づき、国立大学法人東京大学（以下「大学法人」という。）並びにその設置する東京大学並びに附属学校及び附属病院の組織に関し、基本となる事項を定める。

(組織の原則)

第 2 条 大学法人及びその設置する東京大学（附属学校及び附属病院を含む。本条において以下同じ。）の組織は、東京大学が、東京大学憲章に則り、国民から付託された大学の自治に基づいて、総長の統括と責任の下に、国民の付託に伴う責務を自律的に果たし自らの使命と課題を達成することができるように、構成され、運用されなければならない。

2 大学法人及びその設置する東京大学の組織は、この規則に定める全学組織と教育研究部局とで構成される。教育研究部局は、その長の統括の下に、東京大学憲章に則り、教育研究の活動を自らの発意と責任において実施し、総合大学としての東京大学の教育研究の発展に寄与する。

3 東京大学の教職員は、東京大学憲章に則り、その役割と活動領域に応じて、東京大学の運営への参画の機会を有する。

4 大学法人及びその設置する東京大学の組織の構成並びにその機関の権限の行使は、大学教員の学問の自由を侵すものであってはならない。

(設 置)

第 34 条 学校教育法第 100 条ただし書に規定する研究科以外の教育研究上の基本となる大学院組織として東京大学に置かれるものは、大学院研究部及び大学院教育部（以下それぞれ「研究部」、「教育部」という。）とする。

2 前項の研究部として、情報学環及び公共政策学連携研究部を置く。

3 第 1 項の教育部として、学際情報学府及び公共政策学教育部を置く。

第 3 節 附置研究所

(設 置)

第 40 条 東京大学に、次の附置研究所（以下「研究所」という。）を置く。

医科学研究所 地震研究所 東洋文化研究所 社会科学研究所  
生産技術研究所 史料編纂所 分子細胞生物学研究所 宇宙線  
研究所 物性研究所 大気海洋研究所 先端科学技術研究センター

2 前項の研究所には、それぞれ別に規則で定めるところにより、研究部門又はそれに代わる組織を置く。

3 研究所は、それぞれ別に規則で定めるところにより、他大学の教員その他の者に研究のため利用させるものとすることができる。

(教授会)

第 41 条 研究所に、教授会を置く。

2 研究所の教授会は、研究所の研究に関する重要事項について審議し、及びこの規則又はその他の規則によりその権限に属する事項を行う。

3 この規則に定めるもののほか、研究所の教授会に関し必要な事項は、当該教授会において定める。

(所長及び副所長)

第 42 条 研究所に、所長を置く。所長は、研究所に関する校務をつかさどり、研究所の教授会を主宰し、所属教職員を統督する。

2 所長は、当該研究所の教授をもって充てる。

3 所長は、当該研究所の教授会の議に基づき、総長が任命する。

4 所長の任期については、それぞれ別に規則で定めるところによる。

5 所長は、役員会の議に基づくのでなければ、その意に反して解任されることはない。

6 研究所には、副所長若干名を置くことができる。

7 副所長は、所長の職務を助ける。

8 副所長の選任に関し必要な事項は、研究所において定める。

(研究所の組織に関するその他の定め)

第 43 条 各研究所の組織に関しては、この規則に定めるもののほか、それぞれ別に規則で定めるところによる。

第 4 節 教育研究部局附属の教育研究施設

(教育研究部局附属の教育研究施設)

第 44 条 各教育研究部局には、別に規則で定めるところにより、教育又は研究のための附属施設を置くことができる。

第 5 章 教育研究部局等の事務組織

(事務組織)

第 45 条 各教育研究部局及び附属図書館に、その事務を行わせるため、別に定めるところにより事務組織を置く。

2 全学センター、国際高等研究所、附属学校及び附属病院には、その事務を行わせるため、別に定めるところにより事務組織を置くことができる。

3 前 2 項の規定にかかわらず、必要と認められる場合には、別に定めるところにより、教育研究部局、附属図書館、全学センター、国際高等研究所、附属学校及び附属病院のうち数個のもの事務を、一の事務組織によって行うものとすることができる。